

## 白糠町就学援助費事務取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由によって、就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して行う就学援助の取扱いについて、必要な事項を定め、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

### (援助対象者)

第2条 就学援助の対象となる者は、白糠町に住所を有する小学校又は中学校に在学する児童又は生徒の保護者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）
- (2) 次のア又はイのいずれかに該当し、かつ、保護者の属する世帯の年間収入額が生活保護法に基づく最低生活認定額割合の1.2倍以内の者（以下「準要保護者」という。）

ア 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者

(ア) 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止

(イ) 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項の規定に基づく市町村民税の非課税

(ウ) 地方税法第323条の規定に基づく市町村民税の減免

(エ) 地方税法第72条の62の規定に基づく個人の事業税の減免

(オ) 地方税法第367条の規定に基づく固定資産税の減免

(カ) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条及び第90条の規定に基づく国民年金の掛金の減免

(キ) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条の規定に基づく保険税の減免又は徴収の猶予

(ク) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条の規定に基づく児童扶養手当の支給

(ケ) 世帯更正貸付補助金による貸付け

イ ア以外の者で、次のいずれかに該当する者

(ア) 保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者

(イ) 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者

(ウ) P T A会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者

(エ) 学校納付金の納付状態が悪い者又は学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態が極めて悪いと認められる者

(オ) 経済的な理由による欠席日数が多い者

(カ) その他経済的に困窮しており、就学に支障があると認められる者

(3) 前2号に掲げるもののほか、白糠町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に就学援助の必要があると認める者

(就学援助の申請)

第3条 就学援助を受けようとする者は、就学援助受給申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）を作成し、毎年度教育委員会が定める日までに学校長に提出するものとする。

2 前項の申請があったときは、学校長は、教育的立場からの意見を付し、教育委員会に提出するものとする。

(認定)

第4条 教育委員会は、前条の規定により申請書を受理したときは、その内容を審査し、6月末日までに認定又は非認定を決定するものとする。ただし、要保護者については、5月中旬までに決定するものとする。

2 前項の認定に際し、教育委員会は、必要に応じ民生委員及び福祉事務所の意見を求めることができる。

3 認定日は、第3条に規定する年度当初の申請にあつては、当該年度の4月1日とし、年度中途の申請にあつては、学校長が受理した日とする。

(認定及び支給決定の通知)

第5条 教育委員会は、前条の規定により認定又は非認定を決定したときは、就学援助費認定（非認定）通知書（別記第2号様式）及び就学援助費支給通知書（別記第3号様式）により、学校長に通知するものとする。

2 前項の通知があったときは、学校長は、当該児童生徒の保護者に対し、速やかに通知するものとする。

(就学援助費の費目等)

第6条 就学援助費の費目及び支給対象は別表のとおりとし、支給額は毎年度予算の範囲内において教育委員会が定めるものとする。

(就学援助費の支給方法)

第7条 就学援助費は、原則として要保護及び準要保護児童生徒の保護者が指定する金融機関の口座に振り込みをして支給するものとする。ただし、保護者から委任を受けた場合は、学用品費、校外活動費、修学旅行費及び学校給食費について、学校長を代理人とし、支給することができるものとする。

2 前項による保護者からの委任は、委任状によるものとする。

3 委任を受けた学校長は、就学援助費の委任事務が完了したときは、就学援助費委任事務完了報告書（別記第4号様式）を作成し、速やかに教育委員会に提出しなければならない。

（就学援助費の支給時期）

第8条 就学援助費の支給時期は、7月とする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、別に支給することができるものとする。

（年度中途の認定及び取消し等）

第9条 年度の中途において、転入学又は災害等により就学援助を受けようとする者については、第3条から第5条までの規定に準じて、その都度、速やかに認定等を行うものとする。

2 年度の中途において、転出又は死亡等により要保護者及び準要保護者と認められなくなったときは、認定の取消し等を決定し、すでに支給した就学援助費の全額又は一部を返還させるものとする。

3 年度中途の認定又は取消し等を受けた者の支給額は、認定月数により算定し、1円未満の端数が生じた場合は、それを切り捨てるものとする。ただし、学校給食費については、食数により算定するものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

費 目	支給対象経費	支給対象学年	支給対象者
学用品費	児童又は生徒が通常必要とする学用品の購入費	全学年	2月末日までに認定されている準要保護者
通学用品費	児童又は生徒が通常必要とする通学用品の購入費	小学校 第2学年から第6学年 中学校 第2学年、第3学年	2月末日までに認定されている準要保護者
校外活動費	ア 宿泊を伴わないもの 児童又は生徒が校外活動（学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動（修学旅行を除く。）をいう。以下同じ。）のうち宿泊を伴わないものに参加するため直接必要な交通費及び見学科 イ 宿泊を伴うもの 児童又は生徒が校外活動のうち宿泊を伴うものに参加するため直接必要な交通費及び見学科	校外活動実施学年	校外活動実施日までに認定されている準要保護者
修学旅行費	児童又は生徒が修学旅行（小学校又は中学校を通じてそれぞれ1回に限る。）に参加するため直接必要な交通費、宿泊費、見学科及び均一に負担すべきこととなるその他の経費	修学旅行実施学年	修学旅行実施日までに認定されている要保護者及び準要保護者
体育実技用具費	小学校又は中学校の体育（保健体育）の授業の実施に必要な体育実技用具費で、当該授業を受ける児童又は生徒全員が個々に用意することとされているもののうち、スケートの購入費	小学校 第1学年、第4学年 中学校 第1学年	12月末日までに認定されている準要保護者
新入学児童生徒学用品費	小学校又は中学校に入学する者が通常必要とする学用品費及び通学用品又はそれらの購入費	小学校 第1学年 中学校 第1学年	年度当初から認定されている準要保護者
学校給食費	児童又は生徒の学校給食に要する費用	全学年	2月末日までに認定されている準要保護者
アレルギー診断書料	食物アレルギーを有する児童生徒の学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の作成に要する費用	全学年	2月末日までに認定されている準要保護者